

## 文京区シルバーピア条例の一部を改正する条例

### 1 改正の概要

文京区高齢者民間アパート借上げ事業の廃止に伴い、当該事業の利用者を文京区シルバーピアにおける使用者資格の特例及び公募の例外の対象とする規定を削除する。

### 2 新旧対照表

改正後(案)	現 行
<p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>(使用者資格の特例)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>3</b> 区が老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第二号の措置を行った者で、かつ、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条に規定する区が行う介護保険の被保険者であるものは、前条第一項第一号に掲げる要件を具備する者とみなす。</p> <p>第七条から第九条まで (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第十条 区長は、シルバーピアを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、公募を行わないでシルバーピアの使用を許可することができる。ただし、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)に基づかないシルバーピアの利用者が第三号に該当する場合及びシルバーピアを使用しようとする者が<b>第七号</b>に該当する場合には、同法に基づくシルバーピアの使用を除</p>	<p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>(使用者資格の特例)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>3</b> <u>文京区高齢者民間アパート借上げ事業実施要綱(二文福高発第六百五十三号)第二条第一号に規定する高齢者アパート(以下「高齢者アパート」という。)の利用を許可された者が、第十条第四号に該当する場合において、シルバーピアに使用の申込みをしたときは、その者は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる要件を具備する者とみなす。</u></p> <p><b>4</b> 区が老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第二号の措置を行った者で、かつ、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条に規定する区が行う介護保険の被保険者であるものは、前条第一項第一号に掲げる要件を具備する者とみなす。</p> <p>第七条から第九条まで (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第十条 区長は、シルバーピアを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、公募を行わないでシルバーピアの使用を許可することができる。ただし、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)に基づかないシルバーピアの利用者が第三号に該当する場合及びシルバーピアを使用しようとする者が<b>第四号又は第八号</b>に該当する場合には、同法に基づくシルバーピア</p>

く。

一 ～ 三 (略)

**(削除)**

**四** 都市計画法第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴い住宅を除却するとき。

**五** 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条に規定する特定公共事業の執行に伴い住宅を除却するとき。

**六** 現にシルバーピアを使用している二世帯が単身世帯となった場合において、単身世帯用住宅であるシルバーピアを当該使用者に使用させるとき。

**七** 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第七条の規定により介護保険法第四十八条第一項第一号の指定があったものとみなされた特別養護老人ホームに、同法の施行の際老人福祉法第十一条第一項第二号の措置を受けて入所していた者が介護保険法施行法第十三条に規定する経過措置の期間中介護保険法第二十七条第九項の規定により要介護者に該当しないと認定されたとき。

**八** 文京区営住宅条例(平成九年十二月文京区条例第二十五号)に基づく区営住宅の使用者が同条例第三十四条第一項若しくは第三十七条第一

の使用を除く。

一 ～ 三 (略)

**四 高齢者アパートの借上げに係る契約の終了に伴い、区長から明渡しの請求を受けた場合であつて、なお住宅に困窮するとき。**

**五** 都市計画法第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴い住宅を除却するとき。

**六** 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条に規定する特定公共事業の執行に伴い住宅を除却するとき。

**七** 現にシルバーピアを使用している二世帯が単身世帯となった場合において、単身世帯用住宅であるシルバーピアを当該使用者に使用させるとき。

**八** 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第七条の規定により介護保険法第四十八条第一項第一号の指定があったものとみなされた特別養護老人ホームに、同法の施行の際老人福祉法第十一条第一項第二号の措置を受けて入所していた者が介護保険法施行法第十三条に規定する経過措置の期間中介護保険法第二十七条第九項の規定により要介護者に該当しないと認定されたとき。

**九** 文京区営住宅条例(平成九年十二月文京区条例第二十五号)に基づく区営住宅の使用者が同条例第三十四条第一項若しくは第三十七条第一

項第九号の規定により区長から明渡しの請求を受けたとき又はその使用者が心身の状況からみてシルバーピアに入居することが適切であると区長が認めたとき。

**九** 文京区障害者住宅条例(平成十四年六月文京区条例第三十二号)に基づく障害者住宅の使用者が同条例第三十四条第一項第八号若しくは第九号の規定により区長から明渡しの請求を受けたとき又はその使用者が心身の状況からみてシルバーピアに入居することが適切であると区長が認めたとき。

以下 (略)

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

項第九号の規定により区長から明渡しの請求を受けたとき又はその使用者が心身の状況からみてシルバーピアに入居することが適切であると区長が認めたとき。

**十** 文京区障害者住宅条例(平成十四年六月文京区条例第三十二号)に基づく障害者住宅の使用者が同条例第三十四条第一項第八号若しくは第九号の規定により区長から明渡しの請求を受けたとき又はその使用者が心身の状況からみてシルバーピアに入居することが適切であると区長が認めたとき。

以下 (略)

(新設)